

岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩倉市文化財保護条例（昭和52年岩倉市条例第22号）第10条ただし書の規定に基づき、岩倉市指定文化財（以下「文化財」という。）の維持及び管理保存等に要する経費を補助し、もって本市における文化財の愛護を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、文化財の維持及び管理保存等に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費（国、県等の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を除いた額）の2分の1以内の額とし、600万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 文化財の所有者（以下「所有者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、補助金交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の審査に当たり、次の各号のいずれかに反するときは、補助金の交付申請を却下することができる。

- (1) 補助金の交付が法令及び予算の定めるところに適合すること。
- (2) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (3) 金額の算定が的確であること。
- (4) 所有者に補助事業の遂行能力があること。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、岩倉市指定文化財維持及び管理保存等補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知しなければならない。

(補助金交付の修正決定)

第6条 市長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の申請に係る事項について修正をした上で、交付の決定をすることができる。

2 前項の決定をする場合は、その申請に係る当該補助事業の遂行を不当に困

難にさせてはならない。

(補助金の請求)

第7条 第5条第1項又は前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、指定の期日までに岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金請求書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の目的及び内容により補助金の分割交付を希望する場合は、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金分割請求書(様式第4)を市長に提出することができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の分割交付)

第9条 市長は、第7条第2項の分割請求書の提出があったときは、補助事業の目的及び内容により補助金の執行を期するため、補助事業の実施計画を勘案し、補助金を分割して交付することができる。

(事情変更による決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、当該補助金に係る補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金を岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金返還請求書(様式第5)により返還させるものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金実績報告書(様式第6)に参考となる書類を添えて、翌年4月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、書類等を審査し、及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の目的及び内容に適合し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金確定通知書（様式第7）により通知するものとする。

（指導及び検査）

第15条 市長は、補助金の予算執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業が効果的に実施されるよう適時指導するとともに、その内容について検査をすることができる。

（適用除外）

第16条 補助金の交付目的及びその内容により、この要綱によりがたく、かつ合理的でないと認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの適用を除外することができる。

附 則

この要綱は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。